

平成30年4月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
(うち配線器具(コードリール)1件、照明器具1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故  
該当案件なし
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、平野、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800019	平成30年3月16日	平成30年4月16日	配線器具(コードリール)	Z-E34	日動工業株式会社	火災	飲食店で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年4月6日
A201800020	平成29年11月20日	平成30年4月16日	照明器具	CK-7203RM	コーナン商事株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成30年1月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年4月13日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

該当案件なし

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

配線器具（コードリール）（管理番号：A201800019）



照明器具（管理番号：A201800020）

